

『太平記秘伝理尽鈔』と『喜連川判鑑』―足利基氏関連記事の検討―

今井正之助 名誉教授

一、はじめに

『喜連川判鑑』(以下『喜連川』)は、「清和天皇に始まり、足利尊氏・義詮から鎌倉公方・古河公方の歴史を経て喜連川昭氏に至る系図」(『国史大辞典』「喜連川判鑑」。新田英治氏執筆)であり、「内容は、たとえば満兼・持氏らの改判の時期についての記事が実際の文書の例に照して正しいように、かなり正確であると考えられ、室町時代関東の政治史にとって貴重な史料とされている」(同上)と評価されている。上記の満兼・持氏は鎌倉公方の三代・四代にあたるが、初代の基氏に関わる史料としても利用されている。しかし、次のように裏付けを欠き、評価の定まらない記事も散見する。

壬辰(観応三年・一三五二)に先だつ貞和五年(一二四九)、足利基氏は兄義詮の上洛と入れ替わりに鎌倉に下向して、鎌倉府の主となっていた。観応の擾乱の最終局面、基氏は実父尊氏(將軍)と養父直義(惠源)の和睦をはかるも、事ならず一時安房に隠れたという。

〔壬辰〕三 正月五日、將軍、惠源ヲ携テ鎌倉ニ入御。基氏ハ將軍ト惠源ト御中不快ヲ(の)事ヲ歎キ、和睦ノ儀ヲ調給フトイヘドモ許容無シ。依之、鎌倉ヲ去テ、安房国ニ忍居玉フ。將軍ヨリ御使ヲ立ラレ、鎌倉ヘ還座。(引用は国立公文書館『諸家系図纂』〈請求記号一五六一〉「喜連川」)

基氏の調停の試みを渡辺世祐氏は「あり得べき事なり」と評し、杉山博氏も「当然、考えられることである」とみなした。現在でも基氏の逸話として紹介されることが多い^①。しかし、次のような否定的見解も示されている^②。

戦いの最中、鎌倉公方基氏は安房国方面へ逃れていたとする説もあるが、これを裏づける確実な史料は存在しない。直義とともに伊豆国府にいたとするのが自然である。

本稿は、同種の問題をほらむ『喜連川』の基氏関連記事の成り立ちを、『太平

記秘伝理尽鈔』(以下『理尽鈔』)。引用は高知県立高知城歴史博物館山内文庫蔵刊本)を手がかりに論じるものである。

一、基氏の高師冬追伐

〔庚寅〕観応元年 ①従三位二叙。②於世谷原、御旗ヲ揚ラル、二依テ、御元服以前御判被成。正月五日有所見。

③高師直・師泰奢侈、君臣ノ礼ヲ乱ル。叛逆ノ企ヲ師冬ニ通ズ。④依之、憲顕ニ計リ玉ヒ、⑤使ヲ以テ師冬ニ死ヲ給フ。⑥子細ナク領掌シテ陣ヲ逐電ス。〔辛卯〕二 二月於撰津国師直・師泰以下被誅。⑦師冬ハ甲州洲沢ノ城ニテ被誅。其後戸部一人管領タリ。(丸付き数字は今井)

この記事には不審点が多いが、ここで問題にしたいのは、③以下である。師直兄弟の奢侈については、『喜連川』義詮の延文三年条にも関連記事がある。

去ル貞和五年十月、高師直・師泰奢侈ニ依テ、直義政務ヲ停止セララル。師直ガ計ヒトシテ上京シテ政務ニ預ル。基氏ニ鎌倉ノ管領ヲ讓ラル。

貞和五年(観応元年の前年)八月(『喜連川』の「十月」は義詮の上洛、基氏の管領任職にかかる)、師直が直義の逃げ込んだ尊氏邸を包囲するという事件が発生し、義詮が上洛し、直義に替わり政務をとることとなった。直義は一二月に出家するが、翌観応元年一〇月に京を遁れ、反撃に出る。関東では上杉能憲^⑥が直義派として兵を挙げ、能憲の父憲顕も上野国に下り、これに呼応する。高師冬は「左馬頭殿(基氏)ヲ先立進セテ上杉ヲ退治セントテ」上野へ発向するが、付き従った兵の一部が「左馬頭殿ヲ奪奉」り、「左馬頭殿御後見三戸七郎」は半死半生の状態で行方不明となる。基氏を奪われ、勢威を失った師冬は甲斐国洲沢城に籠るがついには自害する。以上は『太平記』卷二九「師冬自害事付諏方五郎事」(引用は岩波古典大系)によったが、事態の概要は古記録によっても変わらない。

醍醐寺報恩院蔵『古文書録』観応二年正月六日石堂義房注進状案（『大日本史料』第六編之一四、二七頁）は、「若御前（基氏）」の「御共」三戸七郎他三名を石堂義房らが討ち、基氏は観応元年一月二十九日上杉憲頭以下を御共として鎌倉に戻ったと記す。高師冬は甲斐国に通れるが、『阿蘇文書』（『大日本史料』同四五四頁）等は、観応二年正月一七日に甲州須沢で討ち取られたと伝える。

基氏は『鎌倉大日記』貞和五年に「十才ニテ御下向」とあり、観応元年は一歳である。当時の基氏は「左馬頭殿ヲ奪奉」という記述が示すように、周囲の意のままに動く他ない存在であったと思われる。しかし、『喜連川』④⑤には、基氏の意志が表明されている。⑤「死ヲ給フ」とはどのようないきさつか、⑥「子細ナク領掌」した師冬が「陣ヲ逐電」したとはいかなることか、『太平記』や古記録とは異なる事件の推移が想定されよう。

事態を領導していく基氏の見いだせるのが『理尽鈔』である。直義が自派の戸部（上杉憲頭）に加え基氏にも師冬追伐を要請してくる。基氏のもとには「將軍ヨリモ御内書」（巻二九54才）が届いたが、基氏は師冬に気取られぬよう、上杉との同心を決意する。憲頭の子能憲を上野に拳兵させ、師冬に追討を命じ、師冬が鎌倉を出たところを討とうと謀る。師冬が憲頭の手による追討を主張したため、憲頭は出陣し、本心を顕して師冬方の軍勢を討つ。師冬は、將軍尊氏に從う軍勢を糾合すべく、基氏に出馬を請う。基氏は出陣するが、「伊東武者盛谷」（56ウ。付訓「モリタニ」）を介して三戸七郎を呼び寄せ、三戸が参上すると、

「己ニ隠謀ノ心在リト聞ク」ト宣ヒモハテズ、一尺八寸ノ御コシノ物ヲヌキ、丁ト打チ給（ヘバ弓手ノ肩サキヨリ妻手ノ乳ノ下マデ打込給ヘリ。切ラレテアツト云所ヲ重テ打チ給）フ。ヨハゴシ（弱腰。腰の細くなっている部分）ノツガイ、フツト切落シ給ヒテゲリ。（57才。振仮名の一部を本文行に下ろす等の処理を施した。）「内は写本の天理本『理尽鈔』により補った」と自ら処刑した上で、師冬に次のように言いやる。

（前略）汝は師直・師泰の縁坐として鎌倉に逆威を振るっている。三戸も我に忠心なく、汝らと親しむ。よって我が手ですでに誅した。お前を謀り討つようなまねはしたくないから、今から兵をさし向ける。当手ノ軍勢ヲ引キ受ケ、忒（キタナ）ク死センヨリハ、今切腹スベシ。（57才・58才）

『喜連川』⑤「師冬ニ死ヲ給フ」は、この基氏の言葉に対応するものであろう。師冬は、「処詮、仰セニ随ヒ自害シテ、御憤リヲヤスメ參ラセ候ベシ。此等ノ趣キ宜シク上意ヲ得ラルベシ」（58ウ。『喜連川』⑥前半「子細ナク領掌シテ」と恭順の意を示しながら、「郎従ドモラステ置キ、主従十七人ニテ夜半ニ陣ヲ去テ

失セニケリ」（59才。⑥後半「陣ヲ逐電ス」という拳に出る。基氏は怒り、信州で師冬を討ち果たす。『喜連川』の、『太平記』や古記録とは異なる事件の経緯は、『理尽鈔』を摘記した可能性が高い。

三、新田四郎義一

康安元年（一三六一）から同二年にかけて、基氏が畠山国清（法名は道誓）・義深兄弟を追討した事件に登場する「新田四郎義一」なる人物を問題とする。『喜連川』（辛丑）康安元 十一月二十三日、畠山道誓、《政事ノ私曲重過シテ、関東ノ武士千余人、連判ヲ以テ入間川殿ニ訴フ。依之道誓》、御勘気ヲ蒙リ、鎌倉へ逃登ル。後二豆州修善寺ニ楯籠ル。新田四郎義一、討手ノ大将トシテ、其外軍勢差向ラル。

《壬寅》二 九月入間川殿（注：基氏）、畠山道誓退治トシテ御進發。豆州箱根山ニ御陣。道誓・同舍弟尾張守義深降参シテ箱根ノ御陣ニ参ル。其後道誓・義深逐電ス。家人遊佐入道兄弟以下誅ス。《道誓ハ密ニ河内へ赴テ南朝へ降参ストイヘドモ許容ナク終ニ流浪シテ死。》

『鎌倉大日記』（康安元年）十一・廿三、畠山阿波入道、自入間川殿御勘気、鎌倉ニ逃上。後、楯籠豆州、被□討手（彰考館本「被向討手」）。

翌年康安二・九・□□、入間川殿御向箱根山。仍降参之後逐電云々。彼家人遊佐入道兄弟以下被誅云々。

『喜連川』は、『鎌倉大日記』を骨格として、『太平記』の記事内容（『内。康安元年条は卷三六「畠山道誓事」。康安二年条は、卷三八「畠山兄弟修善寺城楯籠事付遊佐入道事」）を織り込んでいる。『太平記』卷三六は、「康安元年十一月十三日」畠山兄弟叛逆の報が京に届いた、として次のように経緯を語る。去々年（延文四年）冬、道誓が大軍勢を率いて上洛（詳細は卷三四「畠山道誓上洛事」）。長期遠征に疲弊した軍勢がことわりなく帰国したところ、畠山はかれらの所領を没収してしまった。そこで「宗トノ者共千余人」が畠山を執事として用い続けるならば基氏に従わないと訴えた。基氏は嗾訴に内心憤ったが東国無為のため、畠山を糾弾した。鎌倉にいた畠山は伊豆を目指して落ち行き、修禅寺に楯籠った。

康安元年十一月（以降）に「新田四郎義一」を討手の大将としてさし向けたという『喜連川』の記事は、『鎌倉大日記』慶安元年条末尾の「被向討手」に欠けている具体的人名を、他の資料から補ったものと目される。

『太平記』卷三七「畠山入道々誓謀叛事」は、道誓が伊豆に三の城を構えたと記す。最初に向かった平一揆が（康安二年）「三月廿七日ノ夜半」に敗退。基氏は「新田・田中ヲ大将トシテ」二〇万余騎をさし向け、二つの城を落とす。

一方、『理尽鈔』卷三七「新田々中ガ事」（31才〜33才）は、次のような「伝」〔『太平記』が語らない、事実、や、真相〕を記す。「新田」は、基氏が「世良田城ヲ攻落シ給ヒシ時」（卷三七31才。年次不記載）捕らえた一四歳の少年の成長した姿である。少年は、「故新田四郎」の遺児「藤王丸」であり、基氏が寵愛し、「新田四郎義一」と名乗らせ、「今年ハ廿歳」であった。義一は「追手ノ大将トシテ」、搦手の大将「田中九郎左衛門道房」とともに伊豆に進撃し、ために畠山に合力しようとしていた諸国の兵も基氏方となったという。

注意しておきたいのは、仮に『喜連川』の背後に『理尽鈔』とは異なる別種の資料の存在を想定するとしても、『理尽鈔』の「新田四郎義一」はその影響下にはない、ということである。『理尽鈔』は「田中九郎左衛門道房」の名（おそらくは創案）をも記しており、『太平記』の「新田・田中」に想を得ている。新田・田中の発向が事件発生の二年目であること、両名を大将とする大軍が畠山を追いつめたことも、『太平記』と『理尽鈔』は共通する。他方、『喜連川』は康安元年に新田四郎義一が発向したが、どのような成果があったのか不明確である。そうした格別な意義が認められない行動を特記する資料の存在は疑わしい。前述のように、『喜連川』が『鎌倉大日記』康安元年条の「被向討手」を他資料によって具体化したのであれば、実在が疑わしい別種資料を想定するよりも、『理尽鈔』の新田四郎義一を借用したと考える方が合理的である。

以下、『喜連川』以外の、「新田四郎義一」の登場する史料と『理尽鈔』（卷三七・卷三九）との関わりを検討する。『鎌倉管領九代記』は、注8・9で確認したように『理尽鈔』版本の影響下にあることが明らかであり、ここではとりあげない。まず、『理尽鈔』の記事の概要を記し、必要な箇所は「」で括って原文を示す。同様に他の史料をとりあげ、『理尽鈔』と異なる事項には傍線を施した。

『理尽鈔』（卷三七31才以下）①基氏が世良田城を攻めた時、②若杉太郎が、③故新田四郎（名は版本卷一三「義重」。北条時行勢と戦い、敗退）の「思ヒ人ノ腹ニ出来タル」藤王丸を捕縛。④基氏は助命・寵愛し、⑤新田四郎義一と名のらせ、⑥畠山追討の「追手ノ大将トシテ」派遣。⑦義一、畠山勢を追いつめる。／「卷三九24才以下」⑧新田四郎、芳賀禪可退治の先陣の大将として出陣し、⑨禪可の嫡子高貞勢の攻撃を受け、討死（27才）。「今年ハ三十歳ト也」（28才）。「三十歳」は写本の「廿歳」がよい。このことは、平凡社・

東洋文庫『太平記秘伝理尽鈔5』解説2、五五二頁に述べた。ただし、「卷三九芳賀討伐が貞治三年のこと」は「貞治二年」が正しい。

A 『筑後佐田』新田系図（『新田氏根本史料』一四五二頁）

①基氏が瀬良田城を攻め、③新田四郎義繁に養育された新田義顕妾腹の遺児を捕らえ（②不記載）、④新田四郎義一と名のらせた（⑥⑦不記載）。⑧⑨「義一、基氏ニしたがひ先陣ニ進ミ戦死す。貞治三年六月廿四日、年廿八才」。注・義顕の遺児という説はこの系図独自の設定であるが、養父「義繁」の名は注12に示した義一の父「義重」に由来している。基氏の「新田・足利ハ一姓なり。一旦敵となり味方と成、相戦ハ武士之習なり。新田之名跡も断絶すべきにあらず」という言葉も、『理尽鈔』に「新田ノ一族ナレバ当家ニモ一族ノ端也。（中略）新田ノ氏族下モ悉ク断ヘ果テンモ流石ナレバ」（卷三七32才）との類同の発言がある。

B 『新田世良田諸抄』（『新田氏根本史料』一二〇六頁）

①基氏が世良田城を攻めた時、②若杉太郎が、③「新田四郎義重妾腹ノ男」藤王丸を捕縛。④基氏は助命・寵愛し、⑤「新田四郎義一」と名のらせ、⑥「関東征伐一方ノ大将トセラル」（⑦不記載）。⑧⑨「貞治三年癸卯六月、武州若（苦）林野ノ合戦ニ、義式勇ヲ揮テ忠死ス」（注・癸卯は貞治二年）。

C 『新田岩松之系図附録』（群馬県立歴史博物館紀要40、四二頁。岩松直国記事の「私云」の中の記述）

①基氏が世良田城を攻め、③「城代新田上野介」に投降を勧めたが、上野介は「子ニテ候犬王丸ヲバ管領ヘ奉ン程ニ、如何ニモ頼ミ入由ヲ云送り討死。④「犬王丸男色ニ依リテ」「基氏公へ昵近」、⑤「新田四郎義一ト号ス」。⑥⑦不記載。⑧「武蔵国芳賀合戦ノ時、二十一歳ニシテ討死スル」。

D 『新田正伝記』（『国史叢書』所収。四〇七頁）

「康安の頃より新田御城は、新田四郎義一卿守護なり。鎌倉基氏公と六箇年余合戦なり。其頃、岩松前司頼宥、鎌倉基氏公と一味し、故に四郎殿終に敗北す。是より岩松家、東上州七郡の領主なり。」

注・「康安の頃」は義一が基氏に命ぜられ、畠山追討に向かった時期。

A〜Cは『理尽鈔』と異なる表現を含むが、事件の骨格は共通し、いずれも『理尽鈔』の変奏とみなされる。Dは義一が基氏の敵対者となっており、大きく異なるようにみえるが、「新田四郎」父子の事跡を混融した結果ともいえる。

さらに、事件の骨格に関わることであるが、義一や父・養父が足利氏に敵対する一族である、という前提が共通して存在している。『梅松論』に「洪川刑部・

岩松兵部」が武蔵女影原に北条時行勢を迎え撃つて討死したとあり、後日、尊氏が「岩松兵部大輔経家」の遺族に所領を与えているから（正木文書。「大日本史料」六編之二、六九〇頁）、渋川・岩松は鎌倉にいた直義の下命により発向したはずである。『太平記』巻一三は武蔵国での戦いに岩松経家の名をあげていないが、「新田四郎」が上野国で戦ったという。「敵目ニ余ル程ノ大勢ナレバ、一戦ニ勢力ヲ被碎、二百余人被討ニケリ」とあり、新田四郎自身の最期を明記してはいないが（このことが後述の『理尽鈔』の記述を生む）、討死したと見るのが妥当であろう。『巻外長楽寺系図』（群馬県立歴史博物館紀要41、八五頁。『群馬県史資料編5』九〇五頁）に経家の兄弟「四郎」が載り、「新田四郎」はこの人物と見なされる（岩松氏を「新田ノ岩松」とすることがある点は注11参照）。

『太平記』には、義貞を中核とする官軍を迎え撃つ直義勢に名を連ねる「岩松禅師頼有」（巻一四・五二頁）がいる一方、後醍醐帝に供奉する義貞以下の武家中に「岩松兵衛藏人義正」（巻一六・一六五頁）があり、「新田」を冠する一族がこぞって、義貞あるいは尊氏・直義に従ったわけではない。注12に引いた丁類本系『太平記』の「岩松次郎左衛門恒家」（金勝院本）も鎌倉に退却しており、直義が派遣した武将と判断される。

ところが『理尽鈔』は、義一の父四郎義重を「新田ガ家子」（巻一四16ウ）と紹介し、北条迎撃の次第を次のように記す。四郎が直義に、上野国まで出陣すれば新田勢も合流すると提言したが、直義は「新田ノ者共ガ所存了り難シ。但シ義重ガ実子ヲ鎌倉ヘ参セバ一手ニ成テ戦ン」（巻一三30ウ）と返答。四郎は「摠領ノ義貞京都ニ在シテ、君ノ御為無二ノ忠臣ナリ。何ニ依テカ今人質ヲ奉ラン」（同）と怒り、新田勢のみで出撃し、「余多ノ所ニ手負イ、新田ニカヘリ、沼田ノ城」（32ウ）にたて籠もったという。この後も新田四郎は、奥州勢上洛の際、義貞の男徳寿丸を取り立て、足利義詮の軍勢と戦っている（巻一九29ウ。『太平記』巻一九二八八頁に徳寿丸の行動を描くが「新田四郎」は登場しない）。巻三〇41ウに「新田四郎早世ノ後」（具体的な時期は不明）とあり、巻三七32オでは「故新田四郎」と記され、畠山追討に功績をあげた息男義一への評言の中で「実ニ故將軍尊氏兄弟ヲ度々苦シメ参セシ新田四郎ガ子ナリト覚ヘタリ」（巻三七33ウ）と回顧されている。この評言に端的に示されるように、『理尽鈔』の新田四郎は「新田ガ家子」として、一貫して足利と戦った人物であり、遺児藤王丸を基氏があえて助命し、寵愛したという物語もその故に必要とされたのである。

『理尽鈔』の物語には、〈新田一族〉対〈足利一族〉という単純な構図が存在している。A～Dの義一（義式）が登場する記事がいずれも足利基氏との敵対を語

ることこそ、『理尽鈔』の歴史認識の色濃い影響がある。『理尽鈔』の息のかからない、義一の登場する史料は見いだしがたい。

四、鎌倉左京進・安藤九郎らの誅殺と新田義宗・義治の駆逐

〔丁未〕六。四月二日。鎌倉左京進、安藤九郎ヲ初トシテ、二十余人殿中ニ召寄セ被誅。〔丁未は貞治六・一三六七年〕

『喜連川』の誅殺記事について、杉山氏が「将来の叛乱を、未然に防いだのかも知れない」（注2論文二八頁）、田辺氏が「何か不穏な動きを察知しての処置だったのか」（注3著書六五頁）と言及している。これだけでは事情のよくわからない記事であるが、『理尽鈔』にはほぼ同文（傍線部）が見いだせる。

基氏、病ノ床ニ伏シテヨリ死シ給ハン事ヲ兼テ思ヒ給ヘルニヤ、四月二日ノ朝、鎌倉ノ左京進・安東ノ九郎等ヲ始メトシテ、廿二人ヲ殿中ヘ召シ寄セテ、侍共ニ仰テ此ヲ誅シ、即チ彼ノ人々ノ所領ヘ各二人ノ大將ヲ指シ遣ハシテ家人共ヲ誅セラレ、胎内ノ子共マデモ残ラズ此ヲ害ス。此ノ人々ノ家々未代ニ至テ断絶ト也。此ノ宿意ヲ尋ヌルニ、新田義宗・義治、東国ニ在テ、ヤヤ動モスレバ軍ヲ発シケルノ間、合戦数年ニ及デゲリ。又動レバ訴ヘテ企テタリシ其遺恨也トゾ聞ヘシ。〔巻四〇4オ〕

この記事で注目したいのが、「胎内ノ子共」まで処罰したことである。「守屋ガ子孫并ビニ類ヲバ胎内ヲモサガシテ、失ヒ給ヒシ」（巻一三18オ）という聖徳太子の先例も語られている。禍根を断つためには容赦ない処置が必要だというのが『理尽鈔』の主張であり、基氏も同種の行動を重ねてきていた。

・巻三四2オ…今度義興討タレテ後、討セラルル侍百七十三人、根ヲ断ツテ葉ヲ枯ラス政敗ナレバ、東国ハヨク静マツテゲリ。

・巻三六60オ…武蔵・上野・信州等ノ諸国ニ城々ヲ構ヘテ楯籠モリタル新田ノ一族達ヲ退治シ給ヒシ。（中略）敵スル者ヲバ根ヲ掘ツテ葉ヲ枯ラシ、軍忠在ル者ニハ直ニ恩賞ヲ与ヘ給シカバ、人ノ恐レ随事ハ、故頼朝ノ如シト也。

右の二つの記事と巻四〇の記事とは、徹底した掃討とその対象が新田氏関連であるという二点において共通する。巻四〇の記事には「新田義宗・義治」の名があり、右の引用につづく基氏臨終の言葉にも「義宗・義治ヲ討チタランニハ、東国ニハ思残ス事ナケレバ」（4ウ）とある。したがって、これは義宗・義治に呼応する可能性のある勢力を事前に肅清したという記事なのである。先だつ『太平記』巻三一、新田義興・義宗・義治が上野に挙兵した際、「…山下・鎌倉・玉

繩・梶原……らの「外様」（岩波古典大系一七六頁）が参集した。「鎌倉ノ左京進」は、その中から「鎌倉」という呼称に着目して案出された名前であろう。「安東ノ九郎」は、義貞妻の伯父「安東左衛門入道聖秀」（『太平記』卷一〇・三四七頁）の縁者という設定か。

死の間際まで続けられた基氏の執念は、その死後に実を結び、ここでも『理尽鈔』『喜連川』に類同の記事を見いだせる。

『理尽鈔』（巻四〇五才）其後三箇年過ギテ新田ノ義宗・義治、越後・上野ノ兩國ニ発リテ、諸國ニ又吉野殿ノ方人出来ニケレドモ、上杉ノ入道、其身ハ鎌倉ニ有リナガラ、子息ノ彈正少弼・二男藏人太夫・三男越後守ヲ大将ニテ武藏ニ兵ヲ遣ハシシカバ、千葉・宇都宮ヲ始メトシテ小山・結城ノ人々大勢ニテ下野ヨリ発シテ搦手ニ向カヒ、鎌倉勢ハ武藏ヨリ向テ戦ヒケルニ、五十余日ノ内ニ追ヒ落トシテゲリ。其後義宗ハ越後ニテ討シ、義治ハ出羽國へ北ゲ下リシトニヤ。

『喜連川』（二代公方氏満の応安元年条）七月、新田義宗・義治、越後・上野ノ境ニ旗ヲ揚グ。憲顕、是ヲ聞テ嫡男憲将・二男能憲・三男憲春追手ノ大将トシテ、千葉・宇都宮・結城・小山ヲ差向ラル。新田敗北、義治ハ出羽へ落去リ、義宗ハ討死。

九月十九日、執事上杉民部大輔憲顕死去。（後略）

鎌倉左京進らの肅清と新田掃討の完遂という、首尾呼応する記事にほぼ同文の表現が存在する。史料類とかけ離れた『喜連川』の記述が『理尽鈔』に一致し（本稿第二節）、『理尽鈔』に近似した別種資料の存在は疑わしく（第三節）、表現上の一致も確認できる。『喜連川』の依拠資料が『理尽鈔』そのものに他ならないことは確定的と考えるが、上杉入道（憲顕）の子息三名の表記と実名比定についてさらに検討を加える。参照した系図・系譜は次のとおりである。

◇片桐昭彦「山内上杉氏・越後守護上杉氏の系図と系譜―米沢上杉家本の基礎的考察―」（『中世武家系図の史料論 下巻』（高志書院、二〇〇七年）

A「上杉系図（上杉本）」・B「上杉系図大概」・C「御当方御継図（天文上杉長尾系図）」

◇『統群書類従』卷一五三・D「上杉系図」・E「上杉系図別本」

◇『統群書類従』卷一五四・F「上杉系図」・G「上杉系図浅羽本」・H「深谷上杉系図」・I「宅間系図」

◇『諸家系図纂』十五上（内閣文庫一五六函1号）

J「関東管領上相（山内／扇谷）両家及庶流伝」

◇『関東守護鎌倉古河両御所系譜』（外題『鎌倉古河御所系図』。内閣文庫一五七函一〇七号）・K「関東管領上杉（山内／扇谷）両家系譜」

憲将は、B「兵庫頭憲将、桂山（注：父憲顕の字）嫡子」・C「御嫡兵庫頭殿憲将」とあり、他の系図も憲将を最初に記すことから嫡男に違いない。ただし、憲将は新田掃討の「応安元年」の二年前、貞治五年（一二三六）に死んでいる。¹⁶

二男は、B「次郎憲賢、桂山次男」・C「次越後二郎殿憲賢」とあり、A・F・H・I・J・Kも憲将の次に憲賢を記す。ただし、憲賢は「早世」（F・H・Jは観応二年の没年を記す）している。憲賢を外せば、『喜連川』のように1憲将、2能憲、3憲春の順に憲顕息男を記す系図は、E・Fに絞られる。

E「上杉系図別本」（1〜6は私に付した。へ）内は細字注記）

1 憲将（彈正少弼／永和四戊午四月十七日行年四十六而卒。法名道謹。依早世執事讓弟憲春）。注：道謹の「謹」は正しくは、言偏に「煙」の旁。之、氏満不承引。依之於報恩寺自殺）

2 能憲（兵部少輔／康暦元己未年、管領氏満対將軍家有隱謀之心。憲春讓之、氏満不承引。依之於報恩寺自殺）

3 憲春（越後守刑部大輔）

4 憲英（陸奥守）

5 憲方（右京亮安房守／応永元甲戌年十月二十四日卒。法名道合）

6 憲栄

F「上杉系図」

1 憲将（兵庫頭）

憲堅（治郎／早世）

2 能憲（兵部少輔／号宅間。関執権）

3 憲春（刑部大輔／法名道弥。関執権。氏満在京都御望、奉折檻、無御承引。因茲康暦元年四月七日自害。有子孫）

4 憲英（藏人大夫陸奥守）

5 憲方（右京亮安房守／法名道合。関執権。応永元年十月廿四日卒）

6 憲栄（左近将監越州守護）

Eは彈正少弼（憲将）・越後守（憲春）という官途受領名も『理尽鈔』と共通しており、注目される。しかし、ほとんどの系図類が憲将の官途名を兵庫頭（A・B・C・H・I・J・K。D・Gは兵庫助）、憲春を刑部大輔元左近将監（A・H）または刑部大輔（B・C・D・F・G・J・K。Iは刑部少輔）としている。Eの官途受領名は他に例を見ない。しかも憲将の傍線部は、正しくは能憲に対する注記であり、能憲の傍線部は「憲春諫之」とあることから明らかに

ように憲春に対する注記である。Eの記載は混乱を極める。Eの系図は延宝六年（一六七八）卒の憲国の孫まで及び、近世前期のこの頃は『理尽鈔』をはじめとする「太平記評判」関連書の刊行が盛んな時期であった。Eの傍線部及び「憲堅」（憲賢）を取り除けば、Fにはほぼ合致する。EはF（もしくは類縁の系図）をもとに、いくつかの資料を参照してできた系図であり、その参照資料の一つが『理尽鈔』の前掲の記事ではなかったか。「二男藏人太夫」については影響を受けていないように見えるが、Fでは次男ではない憲英が「藏人太夫」であった（他のいづれの系図も同様。Iのみ「藏人将監」）。ところがEは憲英に陸奥守とのみ記し、「藏人大夫」を外している。Eは、憲将（兵庫頭を弾正少弼に置換¹⁸）、憲春（越後守を追記。他方、憲栄の「越後守護」は不記載）というように、独自の判断基準によって資料の採否をしたと思われる。「藏人大夫」については能憲、憲英の間で判断留保したのではないか。Eの生成過程については別の説明も可能かもしれないが、Eのような特異な系図が近世以前に存在し、『理尽鈔』がそれを参照したとは考えられない。

『理尽鈔』独特の記事の多くが、編著者の『太平記』読み込みの成果を駆使しての「創作」である（今井『太平記秘伝理尽鈔』研究 四一頁）ことを考えれば、「子息ノ弾正少弼・二男藏人太夫・三男越後守」の由来もまずは『太平記』の中に求めるべきであろう。『太平記』巻二九には、憲顕の他に複数の上杉の武将が登場する。宮方となった直義が八幡山に布陣し（憲顕も同座¹⁹。岩波古典大系一三二頁）、尊氏・師直は播磨に下る（一二二頁）。師直の要請で石見国より上洛する師泰を食い止めようと、「上杉弾正少弼」（一二二頁）が八幡から船路で備後に下る。師泰はこれを破り、尊氏と合流。尊氏は宮方勢の籠る播磨光明寺を攻撃。八幡からは「上杉藏人大夫」らが光明寺の救援に向かう（一二八頁²⁰）。『理尽鈔』は、この登場順に長男、二男としたのであろう。三男「越後守」の出所としては、憲顕が「越後国守護職」を賜ったこと（巻三九・四三四頁）もあろうが、同じ巻二九の記事に登場する「越後守」（師泰）の借用という可能性が高い。

『理尽鈔』が独自の「根拠」によって創出した、嫡男・二男・三男の発向という記述は、『喜連川』に強い影響を与えた。『喜連川』は三名の実名を記そうとして、Eのような、憲将の没年を記していない系図を参照したのであろう。その結果、当時すでに死去していた憲将が登場させるという過誤を犯した。

さらに、『喜連川』が事件を応安元年七月とすることに問題がある。『理尽鈔』の設定にある、基氏の死後「三箇年」は応安二年（一三六九）にあたる。しかし、この記事に登場する上杉憲顕が応安元年九月十九日に死去（鎌倉大日記）して

おり、『喜連川』もそのことを記す。そこで新田掃討を応安元年に改め、憲顕死去の九月に先だつ七月としたのであろう。新田義宗の没年の史料として『喜連川』の記事が引かれるが、記事内容にも応安元年七月という年月にも信はおけない。

『太平記』巻三七に「義宗・義治トテ越前国ニアリ」（岩波古典大系三七九頁）とあり、その後の動静が記されていないところから、『理尽鈔』は、基氏に残された課題が彼らの討滅であり、宿願は死後に達せられたという物語をつむぎだした。死を目前にした基氏が鎌倉・安東らを殿中に召し寄せ誅した、という劇的な事件は、『理尽鈔』が創案した世界の一コマであったと考えられる。

五、基氏の尊氏・直義調停説

基氏の調停記事（本稿第一節に掲出）にもどる。『理尽鈔』巻三〇に『喜連川』と類同の記述がある²¹。

將軍、東国下向ノ事。伝云、入道（直義）、東国ニ入給ヒヌレバ、軍勢雲霞ノ如ク參ケル。左馬頭殿（基氏）モ御兄弟ノ不和ナル事ヲ歎キ思召シテ、「如何ニモシテ（尊氏と）御合体候様ニ」ト種々入道殿ヲナダメ申サセ給テ、御勢ヲ集メ給事モナケレバ、（基氏のもとに）參者ナカリシ。（巻三〇36ウ）
入道、鎌倉ヲ立給ヒシ事。伝云、左馬頭ハ兄弟御合体事サマザマ宣ケレドモ、入道用イ給ハズ。已大勢ニテ鎌倉ヘト入給ヘバ、鎌倉殿（基氏）「防ギ侍ンニハ勢モ少シ。其上養父（直義）ニ向カツテ弓ヲ引恐レアリ。（直義と）一所ニアランニハ実ノ父（尊氏）ニ向テ敵ヲナスニ似タリ。遁世ナラデハ」ト宣ケルヲ、上杉・畠山ノ人々參リ、「コハ如何ナル御事候。將軍ヘノ御覚ヘモ穩便ナラス。実ニ左様ニ思召サバ、入道殿ヘ御心中ノ通り仰在テ、先鎌倉ヲ御開キ候ヒテ、武藏ノ方ヘ趣カセ給ヘ」ト様々申ケレバ、「サラバ」トテ左馬頭殿ハ武藏ヘ趣セ給テケリ。《將軍勝チ給テ》鎌倉ヘカヘリ入セ給ヘ」ト宣ケレバ、種々御辞退在リケレ共、將軍強イテ仰ノ下リケレバ、御還住在ケリトニヤ。《ソレヨリ禪門、鎌倉ニ居シ給シト也。薩埵山ノ対陣ノ事、書（『太平記』）ノ如。（巻三〇37ウ・38オ。《内はこの後の事態を先説する挿入句）》

『理尽鈔』の傍線部をつなげば、『喜連川』とほぼ同様の記述ができあがる。『喜連川』は、観応三年（一二三二）正月五日に尊氏が直義を携えて鎌倉に入った、という記事につづけているが、基氏が調停を図ったとすれば、尊氏・直義両者が合戦に及んだ観応二年一二月以前のはずである。当時、基氏は一二歳である

『喜連川』は貞治六年（一一三六）に二八歳で死去と記している。その少年が実父と養父の不和を歎き調停を試みたという記事内容ははなはだ疑わしい。一方、『理尽鈔』の基氏は観応元年の段階ですでに周囲も驚く決然たる行動をとっていた（本稿第二節）。観応二年には一八歳になっている『理尽鈔』の基氏の行為であれば、不可能とはいえない。第四節でみた同文章句の存在もあり、『喜連川』が『理尽鈔』を参照していることはほぼ確実であろう。その上で、この調停記事において、基氏の逃避先が「武蔵」と「安房」と異なることについては、次のように考える。まず第一に、注10や前節（注21直前箇所。新田掃討を応安元年七月とすること）にみたように、『喜連川』は『理尽鈔』の記述に対して適否の判断をしている。次に、退去先の地として「安房」には先例がある。建武四年（一一三三）一二月に北畠頭家の攻撃を受けた際、当時鎌倉にいた義詮は三浦に通れた（『鶴岡社務記録』）。ところが『理尽鈔』は「義詮房州ニ在ルヲ差シ置キ」（卷一九四ウ）と、「房州」に通れていたとする。『喜連川』は、基氏の退去先として、足利氏と対立する新田勢もひかえているはずの武蔵より、兄義詮の先例のある安房がふさわしいと判断したのではなからうか。あるいは、もっと単純に局外に身を置く土地として、安房がよりふさわしいと判断したとも考えられる。

六、おわりに

以上、『喜連川』と『理尽鈔』の共通記事を検討してきた。いずれも史実とはほど遠い事柄であり、仮に『理尽鈔』を『喜連川』の依拠資料から除外しても、『理尽鈔』と近似の別の資料を想定する必要にせまられる。『喜連川』は、喜連川昭氏が承応二年（一六五三）八月家督をついだことまでを記しており（『群書解題一』）、この頃に形を整えたとみなされるが、この時点で『理尽鈔』はすでに版行もされていた（今井『太平記秘伝理尽鈔』研究』序章四）。

『喜連川』は、近世初期に、『理尽鈔』を依拠資料のひとつとして成立したと考えられ、今回みた『理尽鈔』に由来する基氏関連記事の史料性は認めがたい。

注

- 1 渡辺世祐『関東中心』足利時代之研究』（雄山閣、一九二六年）。新人物往來社一九七一年版一四三頁。
- 2 杉山博「足利基氏」「足利基氏とその時代」（戎光祥出版、二〇一三年）所収

一二頁。初出一九五九年九月。

- 3 田辺久子『関東公方足利氏四代―基氏・氏満・満兼・持氏―』（吉川弘文館、二〇〇二年。二六頁）、小国浩寿「息子たち」が見た「親父たち」―義詮・基氏兄弟と尊氏・直義兄弟―（『足利尊氏再発見』吉川弘文館、二〇一一年。一九三頁）、久保田順一「上杉憲顕」（戎光祥出版、二〇一二年。一四四頁）、呉座勇一「戦争の日本中世史―下剋上―は本当にあったのか―」（新潮社、二〇一四年。一三五頁）など。

なお、峰岸純夫『足利尊氏と直義―京の夢、鎌倉の夢―』（吉川弘文館、二〇〇九年。八一頁）は「伊豆に退去してしまつた」とし、櫻井彦「南北朝内乱と東国」（吉川弘文館、二〇一二年。一三八頁）も「基氏は伊豆国に隠遁してしまつた」と記す。「伊豆」とする根拠は不明。駿河国薩埵山に布陣した尊氏に対し、直義も上杉・石堂らをさしむけ、自らは鎌倉から「伊豆国府」に進んでいる（『太平記』卷三〇）。伊豆では、局外に身を置くことにはならない。

- 4 亀田俊和『観応の擾乱』（中公新書、二〇一七年）一七三頁。

②は注3所引田辺著書二三頁が指摘するように、生田本『鎌倉大日記』観応二年の項に同文がある。生田本は『神奈川県史編集資料集第4集』に拠る。『増補史料大成51』所収の彰考館本には②記事無し。以下、特に断らない限り生田本をさして『鎌倉大日記』と称する。

- 6 『太平記』卷二九・一三八頁や後述の古文書に「上杉左衛門藏人」とある人物を能憲に比定することには異論もある。黒田基樹「基氏期の上杉氏」「足利基氏とその時代」（戎光祥出版、二〇一三年）一五八頁。

7 『理尽鈔』はこの時の基氏の年齢を「十七歳」（卷二九五ウ）とし、享年を「三十二歳」（卷四〇三オ）とする。『公卿補任』『師守記』『常楽記』などは享年二八歳。観応元年に一七歳であれば、没年の貞治六年は三四歳のはずではあるが、『理尽鈔』は一貫して、基氏の年齢を実際より数歳年長に設定している。

また、基氏は京都で生まれ育つた「京都っ子」（小国浩寿「息子たち」が見た「親父たち」）『足利尊氏再発見』吉川弘文館、二〇一一年）であるが、『理尽鈔』は鎌倉に育ち、義詮上洛の際も鎌倉に留まつたとみている（卷二七下3オ、22オ）。『太平記』は義詮の動向は記すが、基氏の鎌倉下向にはふれず、基氏が最初に登場するのは卷二九「師冬自害事付諏方五郎事」である。『理尽鈔』の物語は、『太平記』の記載からの推断であることが多い。

- 8 『鎌倉管領九代記』（鎌倉公方九代記。寛文二・一六七二年刊）にも「左馬

頭基氏は伊東武者盛谷（付訓「もりたに」をめして）（巻一上17才）という記述がある。「盛谷」は『理尽鈔』写本に「盛善」とある。「善」の草書体を「谷」と誤読し、「モリタニ」という付訓も版本の段階で加えられたものと思われる。『鎌倉管領九代記』については湯浅佳子「『鎌倉管領九代記』の歴史叙述の方法」（近世文芸98、二〇一三年七月）が『喜連川』を骨子とし、『本朝将軍記』

『太平記』『理尽鈔』などを加えて成っていることを指摘している。依拠した『理尽鈔』が『理尽鈔』のなかでも後出の版本であることは、注9によっても明らかである。なお、湯浅氏は『鎌倉管領九代記』の依拠資料のひとつに『理尽鈔』をあげているが、『理尽鈔』と『喜連川』との関係にはふれていない。

9 版本の形でも意味は通じるが、目移りによる誤脱をおかしている。参上した三戸は姿勢を低くしているだろうから、上からの袈裟切りに次いで、体勢を崩した三戸の弱腰を切り落とした、という天理本の流れが自然であろう。『鎌倉管領九代記』は「一尺八寸の御腰の物をぬきて三戸が腰のつがひを切ておとし給ひけり」（巻上17才）とあり、『理尽鈔』版本に拠っている。

10 『理尽鈔』「鈔ノ如信州ニテ打タレタリトニヤ」（巻二九59ウ）。甲州が正しいが、『理尽鈔』は、師冬が「烏帽子子」（『太平記』巻二九。岩波古典大系一三九頁）の諏訪五郎とともに討死したことから誤ったか。『喜連川』⑦が『理尽鈔』に従わず、『鎌倉大日記』の記述を採っていることに注意しておきたい。

11 「新田・田中ヲ大将トシテ」という表記は、岩波古典大系『太平記三』三八六頁によった。同書と同じく慶長八年古活字本を底本とする新潮古典集成『太平記五』三二七頁も「新田・田中を大将として」とする。しかし、中黒点（・）は底本には無かったと思われる（底本未見。慶長十五年刊本等参照）。岩波古典大系の本文作成段階で加えられたものであろう。後述のように、『理尽鈔』も「新田・田中」と解釈しているのであるが、『太平記』の「新田田中」が本来、「新田何某」と「田中何某」の両名を意味していたのかどうかは検討を要する。

『太平記』諸本を概観すれば、「新田ノ田中」（甲類本…神宮徴古館本・玄玖本・西源院本。乙類本…米沢本・毛利家本。丁類本…中京大学本）もしくは「新田ノ岩松」（甲類本…築田本・内閣文庫本・南都本）とする伝本が多い。なお、天正本を底本とする小学館・新編日本古典文学全集『太平記④』は「新田岩松」に「につたのいはまつ」と振り仮名をつけるが、原文に振り仮名は無い。

『新田岩松之系図附録』（群馬県立歴史博物館紀要40、三六頁。私に句点・注記を補った）に、「○岩松ノ女子ト申、是ハ…」と始まる、以下の記述がある。足利義氏（注…母は平時政女）の「別腹ノ兄」である義純（注…『尊卑分脈』

第三篇二六八頁「母遊女」が父足利義兼の勘当を受け「足利ヲ立退キ新田二来ル」を、義純の「大伯父上西入道」（注…新田義重）が憐れみ、「御孫義房ノ姉ト夫婦ニシテ、岩松ノ館ニ置クト云。是岩松家ノ起リ也。此妻、男子二人岩松遠江太郎時兼・田中二郎時明ヲ生テ早世」。こうした事情があつて、岩松家は足利氏の血を引くが、新田の一族と扱われたのであろう。

『群馬県史 通史編3 中世』三五一頁（久保田順一氏執筆）は、『太平記』流布本巻三七の「新田・田中」について「正文文書三〇」を挙げ、「この新田は岩松直国を指している」という。ただし、「新田ノ岩松」は直国であろうが、流布本を含む「新田ノ田中」は「田中二郎時明」の子孫某を想定しているのはなからうか。いずれにせよ、岩松家近縁の人物が派遣されたのであろう。

さらに、『新田岩松之系図附録』は、「岩松ノ女子」早世の後、義純が尼御台（北条政子）の命により「畠山重忠ノ後室北条時政ノ娘」を娶り、「畠山ノ一跡」を賜ったという（婚姻を疑う割書があるが、義純生母を時政女と誤解している）。記事は「其生ム処ノ子畠山上野介泰国、是源氏畠山ノ祖也」と続く（『尊卑分脈』第三篇二六八頁も泰国に「母遠江守平時政女」と注す）。この泰国の四代後が国清・義深である。義純の異母兄弟の子孫がそれぞれ、追討者と被追討者とに立場を分かったことになる。

12 『太平記』巻一三に、信濃に峰起し鎌倉をめざして進撃する北条時行勢（中先代の乱）を食い止めようとして討死した「新田四郎」が登場する（岩波大系本三二頁）。ただし、南都本系は「新田四郎」相当箇所を「新田一族」と記す。さらに金勝院本（『参考太平記』所載）には「岩松次郎左衛門恒家、燕川ニ馳向、一矢射テ、僅ノ小勢ナレバ鎌倉ヘ馳上ル」とある。「恒家」とするのは丁類本（京大本・中京大学本・武田本）の特徴であるが、存疑。後述『梅松論』、「正文文書」のように、「岩松兵部大輔経家」は武蔵女影原で討死している。

『理尽鈔』は「新田ノ四郎軍事」（巻一三30ウ）という「伝」をなし、四郎の名を「義重」（十八冊本は「重」を見せ消ちに「里（付訓…サト）」と傍記。大橋本は「義里」とする。峰岸純夫『新田岩松氏』（戎光祥出版、二〇一一年）に「四郎は『喜連川判鑑』では新田四郎義一とある」（一七九頁。一七七頁にも同様の記述）というが、『喜連川』の中先代の乱記事には登場しない。「四郎義一」の名が見えるのは、康安元年（一三六一）の畠山道誓追討記事である。

13 a 『細川頼之記』冒頭部分、b 『統本朝通鑑』貞治六年四月二日条、c 『中古日本治乱記』巻一「鎌倉管領基氏付執権上杉憲顕事」などに同様の記事があるが、いずれも『理尽鈔』の影響下にある。a 武田昌憲「『理尽鈔』と『細川頼

- 之記』—『理尽鈔』の影響—(軍記と語り物33、一九九七年三月)、b加美宏
 『太平記理尽鈔』と『本朝通鑑』(『太平記の受容と変容』所収。初出一九八八年九月)、c今井「理尽鈔」と『中古日本治乱記』『後太平記』—『太平記秘伝理尽鈔』研究—補遺稿3—(愛知教育大学大学院国語研究25、二〇一七年三月)参照。『新田町誌・第四卷』(一九八四年)の「貞治六年(一二三六)四月二十六日に足利基氏は没するが、その直前に鎌倉左京進、安東九郎等二十二人を義宗・義治への内通を疑い殿中で誅殺している(細川頼之記、喜連川判鑑)』(三七六頁)という記述も、『細川頼之記』によるものである。
- 久保田順一「新田三兄弟と南朝—義顕・義興・義宗の戦い」(戎光祥出版、二〇一五年)がこの事件を扱い、追討軍に宇都宮の名があることについて、応安元年の秋「平一揆に与同して鎌倉府軍の追討を受けており、追討軍に加わったとは考えられない」(二七八頁)、確実な史料からは応安元年七月頃戦乱が起った兆候はみえず、翌二年も同様であること(一八〇頁)など重要な指摘をしている。しかし、久保田氏は、『頼之記』が『理尽鈔』を再構成したものであることに言及しながら(一七五頁)、以後の論述に『頼之記』を使い続け、『頼之記』、『理尽鈔』、『喜連川』の記事について「起こった年以外の内容にはあまり違いがなく、基本的には情報源は同一と思われる。『喜連川判鑑』は、それを簡潔に記したのかもしれない」(一七九頁)とまとめる。『頼之記』は議論から外し、『理尽鈔』、『喜連川』両者の関係を分析すべきである。本稿は、「情報源」が『理尽鈔』に他ならず、この新田掃討事件が「確実な史料」の示すように実際には存在しなかった(『理尽鈔』の創作)ことを論じるものである。
- 14 『理尽鈔』には、前節でとりあげた『太平記』卷三六「畠山道誓事」において道誓罷免を嗾訴した「廿余人ノ者共一度ニ皆誅シ給ヒテケリ」(卷三六61オ)という類似の記事があり、『中古日本治乱記』は二つの記事を関連づけている。しかし、処罰後、諸人は基氏を信服し恐れたという記述(卷三六61オ)が続いている。卷三六の記事と基氏逝去間際の卷四〇の記事は別の事件である。
- 15 『太平記』は、観応の擾乱に直義派として戦い敗れた憲顕が官方となり、新田義宗と行動を共にした(卷三二・一八八頁他)と記す。その憲顕を基氏が呼びだし、越後守護職を与えた(卷三九・四三四頁)という記事に対し、『理尽鈔』(卷三九・22オ以下)は次のように記す。基氏が出家入道した憲顕を許し、その後還俗させ、越後国を与えたが、「今ニ義貞ガ殘党共隠居テ、動(ヤヤ)モスレバ乱ヲ発スル国」であり、憲顕が越後の案内に通じていたことがその狙いであったという。卷四〇の新田掃討は、憲顕にとっても使命の完遂であった。
- 16 系図B・D・G・H・J。『大日本史料』六編之二七は、「関興禅菴由緒書」の「上田於関興菴二朝暮御廻向申上次第之写。楞嚴院殿如然道尔大居士(傍書・貞治五年六月廿六日)上杉兵庫頭憲将」もあげる。関興菴は越後国上田庄にあった臨済宗円覚寺派の寺で、開祖の覚翁祖伝は上杉憲顕の子といわれる(『新潟県史 通史編2』四九六頁)。信憑性の高い史料であろう。
- 17 加美宏『太平記の受容と変容』(翰林書房、一九九七年)一四九・一五〇頁参照。万治二年(一六五九)『太平記大全』寛文八年(一六六八)『太平記綱目』寛文一〇年(一六七〇)『太平記評判秘伝理尽鈔』。
- 18 E上杉系図別本は、末尾に上杉系図とは別に古幡将監良家一家の略譜と謙信の感状とを載せている。良家の弟忠左衛門には「上杉景勝為家臣」とあり、「彈正少弼」を重視した背景には、謙信・景勝の官途名「彈正少弼」があったか。
- 19 ただし、直義と「上杉民部大輔」(神宮徴古館本等は「上杉」とのみ記す)が同座するのは、武藏五郎(高師夏)らが見た夢の世界である。実際には師冬討伐の後、上洛しようとする憲顕を直義が制止し(「上杉古文書」『大日本史料』六編之一四、六九九頁)、子息が上洛した。『理尽鈔』は、憲顕も直義とともに八幡にいたと判断したのであろう。
- 20 彈正少弼は扇谷上杉氏の重頭の子朝貞(定)。藏人大夫は憲顕の子能憲(重能養子。『尊卑分脈』二篇一三三頁「藏人/左衛門尉」)であり、『喜連川』の「二男能憲」と合致する。しかし、『理尽鈔』は第二節で扱った師冬追討に登場する能憲と見なされる人物を「戸部ノ長子左衛門ノ藏人」(卷二九54ウ)としていた。『理尽鈔』は、卷四〇の新田掃討記事執筆のため『太平記』卷二九を参看した折には、自身の卷二九で左衛門藏人を憲顕の「長子」としたことを失念していたと思われる。二男「藏人大夫」と能憲の合致は偶然であろう。
- 21 『国史大辞典』「新田義宗」の項(峰岸純夫氏執筆)、『群馬県史 通史編3 中世』三三〇頁(久保田順一氏執筆)等。
- 22 『太平記』では、卷二九「師冬自害事」(本稿第二節で扱った事件。師冬に同行した基氏を上杉が奪還)の後、直義が鎌倉に入り、尊氏との戦いに敗れ、毒害されるまでの、一連の記事に基氏の姿が無い。『理尽鈔』が、基氏は和陸仲介の不調から武藏に隠居した、とするのは、『太平記』における基氏の不在を説明するために生み出した物語であると思われる(注7参照)。

(二〇二一年九月二日受理)